



特集

債権管理で決まる!?
会社の浮沈



債権法改正で予想される

債権回収 実務への 影響

【前編】

債権法改正により

企業における債権回収実務は
どのような影響を受けるのか。
事例を基に考察する。

松林 司 (Tsukasa Matsubayashi)

まつばやし・つかさ
弁護士。日比谷法律事務所所属。
著書に「こんなときどうする 会社の
法務 Q&A」(第一法規、共著)等。

にあたり、まず、債務者に対する通知をしなければならず(ただし、債務者が所在不明であるなど債務者への通知が困難である場合は通知不要であるし、または債権者が債務者に権利行使を催告していた場合は、あらかじめ通知しなくても良いとされています)、その上で通知から一定期間を経過しなければ代位行使することができない

(ただし、緊急性がある場合その他事前に通知しないことに正当な理由がある場合は、事前の通知は不要であり、債権者代位権を行使後遅滞なく債務者に通知しなければなりません)としています。つまり、事例では、A社は、B社に対して通知なくC社に対する債権者代位権を行使した場合、C社からはB社に対する通知がない

はじめに

民法(債権法)改正検討委員会が、平成二十二年三月末に取りまとめた債権法改正の基本方針(検討委員会試案)(以下「改正試案」注1)を発表しました。

かかる改正試案に従って現行の民法が改正された場合、債権回収その中でも主に金銭債権に絞って、その回収の実務が受ける影響を概観していくのが、本稿の目的です。

1 債権者代位権

(民法423条)

(1) 債権者代位権とは

まず取り上げるのが「債権者代位権」です。

民法と比較した改正試案における債権者代位権の特色は、責任財産保全のための制度という、もとの債権者代位権の制度目的を貫徹しようとしていることを指摘できます。

以下、改正試案について事例を設け、解説していきます。現実的ではないかもしれませんが、あくまでわかりやすくするためのものなので、ご容赦ください。

事例

A株式会社(以下「A社」)は、B株式会社(以下「B社」)に対し、金五〇〇万円を貸し付けています。ところが、B社は経営が思わしくなく、A社以外のところからも多額の借入れをしており、債務超過状態にあります。そんな状況にある中、A社は「B社にはC社に対する一億円の売掛金があり、支払期限も到来しているのに、回収にまったく手を付けていない」という情報を入手しました。

(2) 債権者代位権行使の通知

民法では、債権者代位権を行使する債権者が、債務者に対し、代位行使しようとしている権利を債務者において行使するよう催告したり、あるいは通知を行うことは、債権者代位権行使にあたって必ず必要というわけではありません。事例で言えば、A社は、B社に通知しなくても、C社に債権者代位権の行使ができたわけです。

改正試案(3・1・2・04)は、債権者が債権者代位権を行使する

ことを理由として拒絶される可能性があります。

債権回収の観点からは、債権者は債務者に対する通知を行う手間が増えたこと、債権者代位権を行使する場合、債務者に対する通知を忘れないことに留意する必要があります。

また、債務者への通知をしない場合は、後日問題とされることに備え、緊急性がある場合その他通知しない点についての証拠を準備しておくことに留意する必要もあります。

(3) 債務者に対する債権の履行期

債権者の債務者に対する債権(保全権利)の履行期が到来していない場合、民法下では、被保全権利の期限が未到来の場合であっても、保存行為であれば、裁判上でもなくても債権者代位権を行使することが可能であり、また、保存行為でない場合は、裁判上において債権者代位権を行使することが可能です。

しかし、改正試案(3・1・2・07)は、裁判上の代位の制度を廃止するとしています。被保

全権利の履行期が到来していない場合、保存行為であれば債権者代位権を行使できますが、保存行為に当たらない行為の場合は、債権者代位権を行使することができません。債権者代位権を行使したければ、被保全権利について、期限の到来を待つしかないということになります。

(4) 第三債務者に対する「第三債務者が債務者に交付すべき金銭」の請求

民法では、債権者代位権を行使した債権者は、第三債務者に対し、第三債務者が債務者に本来交付すべき金銭を自ら(債権者)に交付するよう請求することが認められており、かかる交付について特段制限は設けられておりません。

改正試案(3・1・2・02)は、まず、債権者は第三債務者に対し、債務者に金銭を返還するよう求めることのみが可能であることを原則とし、第三債務者に対し自ら(債権者)に直接交付するよう請求できる場合を、債務者に受領を期待することが困難な場合に限るとしています。

改正試案を前提とすると、第三

(注1)「別冊NBL No.126 債権法改正の基本方針」(商事法務)。

(注1) フェアユース研究会著「著作権・フェアユースの最新動向—法改正への提言」(第一法規)13~14頁参照。

今注目される、知的財産の實務

「日本版フェアユース」とは？



撮影/黒田雄一

弁護士 三村量一

現在、文化庁を中心に「日本版フェアユース」についての議論が進んでいる。「フェアユース」とはそもそも何を意味するのか。実際に導入された際、企業法務への影響はどのようなものか。裁判官として、長年にわたって知財訴訟に関わってきた三村弁護士に聞く。

最近、フェアユースという言葉が聞かれますが、簡単に言うところのどのようなものですか。

三村 簡単に言うと「著作物について、公正な利用範囲内であれば、権利者の許

諾なしでその利用を認めるもの」です。著作権法を改正して、この条項を入れるかどうかは今、議論されています。

日本では、現行著作権法に、公正利用の場合に著作物を自由に利用できる旨の

規定はありますが、もう少し著作権に感じています。アメリカの著作権法107条のような形で、民法1条の権利濫用条項あるいは民法90条の公序良俗違反条項より、もう少し著作権に即した形で、今ある個別制限規定より広いものを導入してはどうか、という議論がなされています。

デジタル時代と著作権法

なぜフェアユースが議論されているのでしょうか。

三村 それには二つの側面があると思います。

一つは、特にデジタル分野の技術やインターネットの発展によって、一般市民が著作物を自分で多数複製することが容易になり、また複製した著作物をインターネット上にアップする、といった行為が増えてきた、ということです。

今までは利用場面が限られていた著作物の個人的な使用が、多人数に向けての利用ができるようになり、現状では形式的には著作権侵害に当たってしまう場合

が多い、という議論があります。

もう一つは、検索エンジンのように、新しいビジネスユースとしてデジタル分野の事業を開発する際に、著作権法が時代に即していないために、新しいビジネスの発展を妨げている、という懸念です。日本では、昨年ようやく検索エンジンの問題について著作権法の改正がなされましたが、アメリカでは、フェアユース規定がすでにあつたために、ビジネスチャンスを得られた、ということも言われています。

それから、これは議論が盛んになる二〇〇八年以前から言われていることですが、例えば、デジタル技術を使って図書館の書籍を複製したものをインターネットで利用者に送るといった行為については、現行法では書籍のうち複製した部分を利用者に郵送することはできるけれども、FAXやPDF化してEメールに添付して送ることについては、条文上の手当てがないわけです。また、公共的な目的によるものを含めて、著作物の複製を集めてアーカイブ(資料保存)を作るこ



interview with

みむら・りょういち 1977年東京大学法学部卒業。1979年に裁判官任官後、最高裁判所調査官、東京地方裁判所部総括判事(知的財産部)、知的財産高等裁判所判事等を歴任。2009年8月弁護士登録。現在、長島・大野・常松法律事務所パートナー。フェアユース研究会委員。

包括規定がなく、30条と47条の9に個別に、権利者による著作権の行使が制限される例外規定が列挙されています。しかし、この条文では不十分で、フェアユースを導入する必要があるという議論がされています。

例えばアメリカでは著作権法107条にフェアユース関係の条文があつて、次の四要素を中心に考慮がされます(注1)。

- ① 利用の目的および性質(利用が商業性を有するかまたは非営利の教育目的を含む)
- ② 利用された著作物の性質
- ③ 利用された著作物全体との関連における利用された部分の量および実質性
- ④ 著作物の潜在的市場または価値に対する利用の影響

アメリカでは、ケースによってどの要素に当たるかについて、裁判で解釈されます。そういった、広い範囲で裁判所の判断に任せる形の条文を入れるかどうか、ということですが、日本は実定法の国ですので、実定法上、広く裁判所に解釈適用を任せる内容の規定を置くかどうか、ということですね。

著作権法も民法の一部ですから、民法という権利濫用の法理が適用されるわ

とも、現行法上は問題になります。このような、デジタル時代の著作物の利用形態に即した規定の整備という側面があります。

フェアユースが導入されることで、メリットはあるのでしょうか。

三村 産業界にとっては新しいビジネスを展開しやすくなると思われます。また、文化的側面にも寄与すると考えられています。権利者の許諾を得ずに、文化の所産としてのアーカイブを作ることも可能となります。

新しい著作物は必ず過去の誰かの創作活動の所産を利用して生み出されたものですので、必ずしも権利者の権利を保護することだけが良いとは言いません。長期的スパンで考えれば、権利者のためになるし、一般的に文化の所産を享受するという意味では、国民全体の満足が増えることになるのではないかと考えています。

時代に即していない不合理な規定の整備という面のほかに、現代では誰が著作物かわからなくなっている著作物が多くなつていて、権利者がわからない、文句を言っこないから使用してしまおう、というふうな踏み切らないと、結局誰も著作物の利用ができないという状態も多く生じています。フェアユース条項があれば、権利者がわからない場合でも、利

フェアユースが導入されることで、ビジネスの可能性が広がる。